

平成24年第3回潟上市議会定例会会議録（4日目）

○開 議 平成24年9月21日 午前10:00

○閉 会 午後 0:25

○出席議員（20名）

1 番 中 川 光 博	2 番 大 谷 貞 廣	3 番 児 玉 春 雄
4 番 藤 原 幸 作	5 番 菅 原 理 恵 子	6 番 澤 井 昭 二 郎
7 番 菅 原 久 和	8 番 伊 藤 栄 悦	9 番 戸 田 俊 樹
10 番 佐 藤 義 久	11 番 小 林 悟	12 番 岡 田 曙
13 番 佐 藤 昇	14 番 藤 原 典 男	15 番 西 村 武
16 番 鈴 木 斌 次 郎	17 番 堀 井 克 見	18 番 藤 原 幸 雄
19 番 佐々木 嘉 一	20 番 千 田 正 英	

○欠席議員（0名）

○説明のための出席者

市 長 石 川 光 男	副 市 長 鑑 利 行
教 育 長 肥 田 野 耕 二	総 務 部 長 山 口 義 光
市民生活部長 根 一	福祉保健部長 鈴 木 司
産業建設部長 児 玉 俊 幸	水 道 局 長 菅 原 龍 太 郎
教 育 部 長 鎌 田 雅 樹	会 計 管 理 者 川 上 護
企画政策課長兼新庁舎 建設室長（部長待遇） 幸 村 公 明	総 務 課 長 藤 原 貞 雄
財 政 課 長 鈴 木 利 美	

○議会事務局職員出席者

議会事務局長 伊 藤 正	議会事務局次長 畠 山 靖 男
--------------	-----------------

平成24年第3回潟上市議会定例会日程表（第4号）

平成24年9月21日（4日目）午前10時開会

会議並びに議事日程

- 日程第 1 議案第54号 潟上市昭和老人憩いの家設置条例を廃止する条例（案）について
- 日程第 2 議案第55号 潟上市防災会議条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 3 議案第56号 潟上市住民基本台帳カードの利用に関する条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 4 議案第58号 平成24年度潟上市一般会計補正予算（第4号）（案）について
- 日程第 5 議案第59号 平成24年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）（案）について
- 日程第 6 議案第60号 平成24年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）（案）について
- 日程第 7 議案第61号 平成24年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）（案）について
- 日程第 8 議案第62号 平成24年度潟上市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）（案）について
- 日程第 9 議案第63号 平成24年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（第2号）（案）について
- 日程第10 認定第 1号 平成23年度潟上市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 認定第 2号 平成23年度潟上市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 認定第 3号 平成23年度潟上市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 認定第 4号 平成23年度潟上市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第 1 4 認定第 5 号 平成 2 3 年度潟上市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 1 5 認定第 6 号 平成 2 3 年度潟上市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 1 6 認定第 7 号 平成 2 3 年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 1 7 認定第 8 号 平成 2 3 年度潟上市豊川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 1 8 認定第 9 号 平成 2 3 年度潟上市下虻川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 1 9 認定第 1 0 号 平成 2 3 年度潟上市和田妹川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 0 認定第 1 1 号 平成 2 3 年度潟上市飯塚財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 1 認定第 1 2 号 平成 2 3 年度潟上市水道事業会計決算の認定について
- 日程第 2 2 議案第 5 7 号 平成 2 3 年度潟上市水道事業会計未処分利益剰余金の処分（案）について
- 日程第 2 3 陳情第 6 号 ガードレール（一部水路）設置について
- 日程第 2 4 陳情第 7 号 地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書の採択について
- 日程第 2 5 陳情第 8 号 小・中学生通学路の安全確保についての要望書

午前10時00分 開議

○議長（千田正英） ただいまの出席議員は20名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成24年第3回潟上市議会定例会を再開します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

【日程第1、議案第54号 潟上市昭和老人憩いの家設置条例を廃止する条例（案）について から 日程第25、陳情第8号 小・中学生通学路の安全確保についての要望書まで】

○議長（千田正英） 日程第1、議案第54号、潟上市昭和老人憩いの家設置条例を廃止する条例（案）についてから日程第25、陳情第8号、小・中学生通学路の安全確保についての要望書までを一括議題とします。

各常任委員会に付託されました議案等の審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

なお、各委員長報告の後、条例案及び陳情については議案ごとに採決まで行いますが、平成24年度各会計補正予算案、平成23年度各会計決算の認定及び水道事業会計未処分利益剰余金の処分（案）については質疑までとし、委員長報告が全て終了後に討論・採決を行います。

報告の順序は、総務文教常任委員長、社会厚生常任委員長、産業建設常任委員長の順に行います。

最初に、総務文教常任委員長の報告を求めます。18番藤原幸雄総務文教常任委員長。

【総務文教常任委員長の報告】

○総務文教常任委員長（藤原幸雄） 皆さんおはようございます。

私から総務文教常任委員会の審査報告を致します。

平成24年第3回定例会で本委員会に付託された議案について、会議規則第102条の規定により報告致します。

1. 審査年月日 平成24年9月10日、11日、12日の3日間で行いました。

2. 出席委員は、児玉春雄、藤原幸作、菅原理恵子、戸田俊樹、堀井克見、佐々木嘉一、藤原幸雄の7名全員で行いました。

3. 説明当局、副市長、教育長、総務部長、教育部長、会計管理者兼会計課長、

議会事務局長、部長待遇企画政策課長兼新庁舎建設室長、各関係課長

4. 書記には、教育委員会スポーツ振興課菊地陽平さんを指名しております。

5. 審査の経過と結果について申し上げます。

議案第58号、平成24年度潟上市一般会計補正予算（第4号）（案）について。

歳入の主なものについて申し上げます。

14款2項8目教育費県補助金12万円は、国民文化祭市町村主催事業交付金でございます。

18款1項繰越金は1億7,280万8,000円の補正で、これは前年度の繰越金でございます。

20款1項市債は5,050万円の減額で、臨時財政対策債が主なものでございます。

歳出の主なものについて申し上げます。

1款1項議会費109万4,000円は、議会基本条例の策定に係る経費でございます。

2款1項5目財産管理費6,982万5,000円は、旧豊川小学校解体工事費です。17目市役所庁舎整備事業費31万4,000円は、新庁舎建設基本設計市民委員会（仮称）設置にかかわるものでございます。

委員から、市民委員会設置についての質問があり、当局から、基本設計案の平面図等をまず議会へ説明し、ご意見を伺い、その後に市民の声を聞く機会として市民委員会を開催するとの回答がありました。

3款2項児童福祉費の主なものは、保育園費89万2,000円で保育園のバスの修繕にかかわるものです。

10款6項社会教育費の主なものは、国民文化祭費の106万7,000円です。

委員から、全国写真フェスティバルと、石川理紀之助翁との関連についてどのように考えているか質問があり、当局から、全国の農村風景や農村文化・歴史を育む風景など、石川理紀之助翁の教えを写真と絡めて展示できないか、内容を深めていきたいとの回答がありました。

10款7項保健体育費の主なものは、体育施設費の修繕料です。

12款1項公債費は1,736万8,000円の減額で、主なものは2目の利子で借入額及び利率の確定によるものでございます。

本案は、全会一致で原案どおり可決するものと決しました。

認定第1号、平成23年度潟上市一般会計歳入歳出決算の認定について。

歳入の主なものについて申し上げます。

1 款市税は、調定額27億8,602万6,704円に対し収入済額が24億4,367万5,375円、不納欠損額が636万4,730円で、翌年度に繰り越しされる収入未済額は3億3,598万6,599円です。

委員から、固定資産税の滞納者に対し、不動産の競売は行わないのかとの質問があり、当局から、差し押さえを予告し、連絡がなければ差し押さえをしているが、現在住んでいる家屋や宅地を競売すれば、住むところがなくなってしまうため競売は行っていないとの回答がありました。

2 款地方譲与税は1億5,584万192円で、前年度より139万4,083円の増額でございます。

6 款地方消費税交付金は2億6,361万5,000円で、前年度より80万円の減額でございます。

9 款地方交付税は66億5,437万7,000円で、前年度より4億8,762万6,000円の増額です。

11 款分担金及び負担金のうち保育料負担金は1億2,542万1,315円で、翌年度に繰り越しされる収入未済額は187万7,435円で29世帯分でございます。

13 款国庫支出金の主なものは総務費国庫補助金で、きめ細かな交付金繰越明許分9,071万3,000円、住民生活に光をそそぐ交付金繰越明許分2,616万円で、いずれも国の経済対策事業の財源でございます。

14 款県支出金のうち児童福祉費補助金の主なものは、すこやか子育て支援事業費補助金、放課後児童健全育成事業費補助金が主なものでございます。

18 款繰越金は8億5,157万2,453円で、前年度繰越金でございます。

20 款市債は15億5,170万円で、臨時財政対策債が主なものでございます。

委員から、水道事業出資債についての質問があり、当局から、平成23年度から追分地区の給水事業に取り組んでおり、長期展望に立って財政シミュレーションを行い、事業経費に対する水道料金の高騰を抑えるために出資しているとの回答がありました。

歳出の主なものについて申し上げます。

1 款議会費は2億4,005万364円で、議員の人件費が主なものでございます。

2 款 1 項総務管理費のうち、一般管理費5億1,575万7,926円の主なものは、特別職と一般職の人件費でございます。財産管理費1億7,928万1,279円の主なものは、庁舎等の維持管理にかかわるものでございます。委員から、八郎潟ハイツの今後のあり方についての質問があり、当局から、平成25年度中には関係機関と協議の上、どうするのか結論を出したいとの回答がありました。

電子計算費 3 億3,811万5,578円の主なものは、物品保守管理及びシステム更新委託料と電子機器の備品購入でございます。2 項徴税費は 1 億1,577万8,510円で、主なものは賦課徴収費の路線価評価業務委託料でございます。

委員から路線価評価業務委託について質問があり、当局から、3 年に 1 回評価替えのため実施するものであり、市の路線価の路線数は3,110路線あるとの回答がありました。

4 項選挙費は1,982万7,084円で、主なものは選挙管理委員会の人件費でございます。5 項統計調査費は3,565万9,349円で、主なものは地籍調査費でございます。6 項監査委員費は619万2,136円で、人件費のほか監査委員報酬が主なものでございます。7 項住民生活に光をそそぐ交付金事業費のうち、総務学事課分1,004万8,795円の主なものは図書備品の購入費、生涯学習課分2,627万3,800円の主なものは図書システムの購入費でございます。9 項きめ細かな交付金事業費のうち、議会事務局320万3,830円は公用車の購入費、総務学事課分3,799万2,906円は耐震診断・補強設計委託料及び小・中学校の改修工事費、幼児教育課分1,690万8,750円の主なものは、昭和地区の 3 園の保育園の送迎バス購入費、生涯学習課分4,011万1,810円は社会教育施設改修工事費、スポーツ振興課分3,403万9,950円は社会体育施設改修工事費でございます。

3 款 2 項児童福祉費のうち主なものは、児童館費1,503万3,599円で 3 児童館の管理運営にかかわるもの、保育園費 6 億811万4,728円で 8 保育園の人件費と保育園の管理運営に係るものでございます。放課後児童健全育成費4,231万3,178円の主なものは、指導員の報酬でございます。幼保一体施設整備事業費 4 億2,312万2,282円の主なものは、出戸こども園の園舎建築工事及び追分保育園整備工事に係るものでございます。

3 款 5 項災害救助費のうち東日本大震災被災者救援費444万3,280円は、平成23年 3 月 11日に発生した震災の避難者及び被災地への支援にかかわるものでございます。

6 項少子化対策事業費のうち、幼児教育課分1,305万4,525円は、保育園や児童クラブのエアコンの設置にかかわるものでございます。

5 款 1 項労働諸費のうち勤労青少年ホーム管理費は558万5,517円で、非常勤職員報酬が主なものでございます。

10款 1 項教育総務費 2 億617万2,037円のうち事務局費 1 億8,976万6,698円の主なものは、児童生徒派遣費補助金、育英会補助金です。外国青年招致事業費779万2,475円は、外国語指導助手給料が主なものでございます。小学校統廃合準備費689万1,050円は、大久保小学校と豊川小学校の統合及び豊川小学校の閉校にかかわるものでございます。

2項小学校費は5億192万2,273円で、7小学校の維持管理及び教育活動のほか、出戸小学校の耐震補強・大規模改修工事にかかわるものでございます。

3項中学校費は1億2,763万9,535円で、3中学校の維持管理及び教育活動にかかわるものでございます。

4項幼児教育費1億4,800万248円のうち主なものは、幼稚園就園奨励費補助金908万2,500円と3幼稚園の管理運営にかかわるものでございます。

5項学校給食費は1億4万9,266円で、小・中学校の給食に関する費用が主なものでございます。

6項社会教育費1億6,961万8,824円のうち社会教育総務費は、社会教育委員にかかわるもの及び各種団体への補助金にかかわるものでございます。生涯学習推進費の主なものは、生涯学習奨励員及び各種事業にかかわるものです。公民館費は8,596万1,563円で、3公民館の公民館活動と維持管理にかかわるものです。文化財保護費は文化財保護にかかわるもの、図書館費は図書館の管理運営にかかわるものです。

7項保健体育費1億1,991万2,635円のうち、保健体育総務費は市体育協会やスポーツ少年団に対する補助金、体育振興費は各種スポーツ大会にかかわるもの、体育施設費は各施設の維持管理にかかわるものが主なものです。

委員から、市体育協会について監査委員による財政支援団体の監査報告後、どのように指導、見直しを行ったのか質問があり、当局から、市体育協会において育成・強化事業費の交付要綱などが策定されるなど、監査委員の指摘事項について改善を図っていると同時に、市の相撲連盟より普及強化事業の未実施分について、過去4年間にわたる補助金が潟上市体育協会に返還されたとの回答がありました。

12款1項公債費は17億5,363万3,213円で、元金償還金で15億4,557万215円、利子償還金は2億806万2,998円です。また、1億7,379万1,662円の繰上償還を行っており、これにより763万3,196円の利息が軽減されました。

本案は、全会一致で認定すべきものと決しました。

次に、認定第9号、平成23年度潟上市下虻川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について申し上げます。

歳入合計は168万4,349円で、主なものは財政調整基金繰入金です。

歳出合計は97万4,500円で、主なものは財産管理費及び財政調整基金積立金です。

本案は、全会一致で認定すべきものと決しました。

次に、認定第10号、平成23年度潟上市和田妹川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について申し上げます。

歳入合計は108万2,248円で、主なものは斎場用地貸付収入及び財政調整基金繰入金でございます。

歳出合計は60万3,500円で、主なものは財産管理費及び財政調整基金積立金でございます。

本案は、全会一致で認定すべきものと決しました。

認定第11号、平成23年度潟上市飯塚財産区特別会計歳入歳出決算の認定について申し上げます。

歳入合計は110万4,642円で、最終処分場用地貸付収入及び財政調整基金繰入金でございます。

歳出合計は81万1,407円で、主なものは財産管理費及び財政調整基金積立金でございます。

本案は、全会一致で認定すべきものと決しました。

陳情第14号（継続審査）「社会保障と税の一体改革」の中止を求める陳情書でございます。

国会で社会保障・税一体改革に関連する法案が既に成立していることから、審査未了とすべきとの意見がありました。

本陳情は、審査しないものと決しました。したがって、審査未了でございました。

以上をもって、総務文教常任委員会の報告と致します。どうもありがとうございます。

○議長（千田正英） これで総務文教常任委員長の報告を終わります。

ただいま委員長から報告のありました議案第58号、平成24年度潟上市一般会計補正予算（第4号）（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。10番佐藤義久議員。

○10番（佐藤義久） 委員長、大変御苦労さまでございました。

10款7項保健体育費の主なものは、体育施設費の修繕料というご報告ありましたけれども、この款項目の中に1項の保健体育総務費の旅費が31万8,000円見込まれておりますけれども、詳しくご説明いただけないでしょうか。

○議長（千田正英） 18番総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（藤原幸雄） 10番さんにお答えを致します。

このことは報告書に載っていないようですので、先ほど議長から言われましたように、

報告の範囲内ということでございましたので、ひとつこの点ご理解いただきたいと思
います。

○議長（千田正英） ほかに質疑ありませんか。15番。

○15番（西村 武） 委員長、どうも御苦労さまでございました。

予算書の9ページですけれども、そして委員長報告の2ページです。5目財産管理費、
これは6,982万5,000円となっております。これは旧豊川小学校の解体工事となっており
ますけれども、工事費となっております。この事業内容等につきまして、当然審査したと
思われますので、その点についてひとつ詳しくお答えをいただきたいと思います。

○議長（千田正英） 18番。

○総務文教常任委員長（藤原幸雄） お答えをします。

ちょっと待ってください。それでは、15番さんにお答えを致します。

豊川小学校の解体費は6,982万5,000円でございましたけれども、その内訳については、
校舎及び体育館の解体及び処分費が、これが4,429万7,400円と、それからプールの解体
及び処分費が667万5,900円というふうな委員会でお答えをいただいております。

○議長（千田正英） ほかに質疑、はい、15番。

○15番（西村 武） 委員長のそういうご答弁で大体内容等につきましてわかりました
けれども、この校舎の解体材、そういうものにつきましては、例えば再利用とかそうい
うことの審議があったのかどうか、なければいいですけども、ただそう思った
だけです。

○議長（千田正英） 18番総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（藤原幸雄） そのことまでは委員会の審議にはなかったというこ
とでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（千田正英） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、認定第1号、平成23年度潟上市一般会計歳入歳出決算の認定について質疑を行
います。質疑ありませんか。15番西村 武議員。

○15番（西村 武） 委員長報告の6ページですけれども、ここで相撲連盟より普及強
化事業費の未実施分、過去4年にわたる補助金が潟上市体育協会から返還されていると、
こういうようなことでございますけれども、例えばその内容等、金額がここに示されて

いないようですので、その点について審査があったのかどうかです。

○議長（千田正英） 18番。

○総務文教常任委員長（藤原幸雄） まず、後段の方から、大変申しわけございませんが申し上げますが、後段では、いわゆる金額のことにつきましては質疑応答はございませんでした。

このことについては、かなり詳しくご報告をしたと思いますが、せっかくの機会でございますので、もう少し掘り下げて質疑応答あった中身を申し上げますと、いわゆる平成22年の市監査委員によって財政支援団体の監査が実施され、そして5月23日に報告書を受けまして、教育委員会では会長宛に報告書を送付したと。これを受けまして6月に市体育協会役員会において普及強化費や交付要綱、あるいは財務旅費規定等によりまして、7月15日の理事会におきまして承認をされ、監査委員会のご指摘に従って先ほど申し上げましたように、過去4年間にわたっての補助金の対象事業に係る経費を市の協会に返還したという委員会で説明をいただいております。

○議長（千田正英） 再質問ありますか。はい、15番。

○15番（西村 武） 要するに、その金額については、特段のそういう質疑がなかったということですね。

ここで監査委員の指摘事項となっておりますけれども、このきっかけとなったのは前回、私ども総務文教常任委員会でその補助金の正しい使い方ということで審査した、これがきっかけとなったので、むだではなかったなと思っております。

以上です。

○議長（千田正英） ほかに質疑ありませんか。ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、認定第9号、平成23年度潟上市下虻川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、認定第10号、平成23年度潟上市和田妹川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、認定第11号、平成23年度潟上市飯塚財産区特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

なお、総務文教常任委員会に付託されました陳情第14号、「社会保障と税の一体改革」の中止を求める陳情書については、委員長の報告にあったとおり審査を行っておりませんので審査未了となり、本会議で議題とすることができませんので、審議未了の取り扱いとなります。

次に、社会厚生常任委員長の報告を求めます。11番小林 悟社会厚生常任委員長。

【社会厚生常任委員長の報告】

○社会厚生常任委員長（小林 悟） まず、おはようございます。

平成24年第3回定例会で本委員会に付託されました議案について、会議規則第102条の規定により報告致します。

1. 審査年月日 平成24年9月10日、11日

2. 出席委員 中川光博、大谷貞廣、伊藤栄悦、西村武、千田正英、小林悟であります。

3. 説明当局 市民生活部長、福祉保健部長兼福祉事務所長、各関係課長

4. 書記につきましては、福祉保健部高齢福祉課の三浦隆之さんをお願いしております。

5. 審査の経過と結果

議案第54号、潟上市昭和老人憩いの家設置条例を廃止する条例（案）について。

本条例は、元木山公園の一角に位置する昭和老人憩いの家について、築39年が経過し、老朽化に伴い、平成23年度より貸し出しを中止している状況にあり、同施設を解体し、安全かつ周辺施設の良好な環境を確保するため、条例を廃止するものです。

委員から、近隣の町内会等が利用できる施設はあるかという質問があり、当局からは、近隣の町内会は各町内会の集会所等を利用しているという回答がありました。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第55号、潟上市防災会議条例の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、さきの東日本大震災の教訓を生かし、地域における生活者の多様な視点を

反映した防災対策の充実と地域の防災力向上を図るための災害対策基本法の一部改正に伴い、条例の各部分を改正するものです。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第56号、潟上市住民基本台帳カードの利用に関する条例の一部を改正する条例（案）について

本条例は、市民の利便性の向上を図るため、平成25年1月4日より既存の証明書自動交付機で、新たに戸籍謄本・抄本を取れることになったことから、条例の関係部分を改正するものです。

委員からは、証明書自動交付機の利用状況について質問があり、当局から、平成23年度実績として、市窓口業務における各種証明書交付数の8%にあたる2,274件が証明書自動交付機による交付であるという回答がありました。

また、この条例改正に伴い、自動交付機で戸籍を発行する場合の時間帯について質問があり、法務局から許可を得るためには、戸籍届出があった場合、直ちに発行停止できることが条件とされているため、職員が在庁する時間帯になるとの説明がありました。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第58号、平成24年度潟上市一般会計補正予算（第4号）（案）について。

歳入の主なものについて申し上げます。

17款1項1目特別会計繰入金は1,157万6,000円で、介護保険事業特別会計及び後期高齢者医療特別会計からの繰入金です。

歳出の主なものについて申し上げます。

4款1項2目予防費は1,212万8,000円の増額で、各種個別予防接種委託料にかかわるものです。平成24年9月1日より予防接種法の一部が改正され、副作用により小児麻痺発症の恐れがある生ポリオワクチン接種から不活化ワクチン接種への変更にかかわるものです。5目環境衛生費は486万7,000円の増額で、環境基本計画の策定にかかわるもので、策定後の概要版については、市民への周知を図るため全戸配布を予定しています。

2項2目廃棄物対策費は3,848万7,000円の増額で、クリーンセンター施設焼却炉の改修に伴い、12月からの秋田市へのごみ処理委託にかかわるものです。5目し尿処理費は350万円の増額で、男鹿地区衛生センターへのし尿処理搬入・処理に伴う漁業振興協力金です。

委員から、男鹿地区衛生センターが海岸沿いにあるため、施設の災害（津波）対策に

ついて質問がありました。当局からは、県から津波浸水区域が発表された後、構成市である男鹿市を含め、男鹿地区衛生センターと防災についての対応を協議してまいりたいという回答がありました。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第59号、平成24年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）（案）について。

歳入歳出それぞれ669万5,000円を追加し、歳入歳出の総額を37億2,687万5,000円とするものです。

歳出の主なものは、11款1項3目償還金で、前年度の精算に伴う療養給付費等交付金返還分です。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第60号、平成24年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）（案）について。

歳入歳出それぞれ136万円を追加し、歳入歳出の総額を2億7,015万2,000円とするものです。

歳出の主なものは、3款2項1目一般会計繰出金で、前年度の精算に伴うものです。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第61号平成24年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）（案）について。

歳入歳出それぞれ2,264万円を追加し、歳入歳出の総額を29億7,278万6,000円とするものです。

歳出の主なものは、7款1項2目償還金で、前年度分の負担金等の確定による返還金です。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、認定第1号、平成23年度潟上市一般会計歳入歳出決算の認定について。

歳入の主なものについて申し上げます。

12款1項2目民生使用料の主なものは、プラザの湯使用料の671万9,700円です。

2項2目衛生手数料の主なものは清掃手数料で、ごみ処理手数料7,034万2,120円です。

13款1項1目民生費国庫負担金の主なものは、子ども手当負担金で4億4,619万1,663円です。

13款1項1目と14款1項1目の国保保険基盤安定負担金は合計1億2,771万415円で、国保税の軽減世帯に対する国・県の補助金及び負担金です。

14款2項3目衛生費県補助金の主なものは、母体健康増進支援事業費補助金652万1,000円及び子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業費補助金1,326万6,000円です。

歳出の主なものについて申し上げます。

3款1項2目障害者福祉費の主なものは扶助費で、特別障害者・障害児福祉手当2,757万6,550円と介護給付費・訓練等給付費の3億9,950万7,988円です。3目福祉医療給付費の主なものは扶助費で、福祉医療費2億1,457万9,168円です。

委員から、扶助費の不用額が多いことへの質問があり、当局からは、医療費の給付が見込みより少なかったことが要因であるという回答がありました。

3項2目生活保護扶助費の主なものは、生活扶助費2億6,033万5,121円と医療扶助費4億830万5,967円です。生活・医療の両扶助費が全体の85%を占めています。

4款1項2目予防費の主なものは、各種個別予防接種委託料2,823万5,305円、インフルエンザ委託料899万9,080円です。3目母子保健費の主なものは委託料で、妊婦健康診査委託料1,923万790円です。4目成人保健費の主なものは委託料で、健診委託料2,268万2,197円とがん検診委託料3,016万3,620円です。5目環境衛生費の主なものは、墓地公園管理委託料120万4,350円と放射線測定器購入206万8,500円です。

委員から、放射線測定器の使用状況について質問があり、当局から、定点測定として天王庁舎において毎日測定していること、教育施設50カ所において測定していること、市民からの要請は8ヶ所測定しており、いずれも0.04から0.06マイクロシーベルト毎時であり、安心できるレベルであるという回答がありました。

2項2目廃棄物対策費の主なものは、ごみ収集にかかわる委託料で、一般ごみ収集業務4,397万4,000円と資源ごみ収集業務3,180万4,920円です。3目クリーンセンター費は、修繕料4,014万9,993円と粗大ごみ処理施設運転管理業務委託料3,036万6,000円等です。

4目最終処分場費の主なものは、各種分析測定業務委託料582万1,200円です。

9款1項1目消防費の主なものは、分団器具庫建築工事にかかわる工事請負費1,425万6,900円と、その他湖東地区及び男鹿地区消防一部事務組合への負担金等です。

委員からは、自主防災組織の結成促進についての質問があり、当局からは、自治会長会議等での組織化促進の啓発及び要請があれば、各自治会に出向き、講習会や説明会の開催に取り組んでいくという回答がありました。

本案は、全会一致で認定すべきものと決しました。

次に、認定第2号、平成23年度潟上市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

歳入総額39億7,310万5,479円に対し、歳出総額36億5,659万3,103円、差引額3億1,651万2,376円となっております。

歳入の主なものについて申し上げます。

1款国民健康保険税は、収入済額が6億9,759万1,583円、収入未済額が5億1,985万5,754円、不納欠損額は1,180万6,406円となっております。

収納率は、現年度分が87.21%で前年対比0.53%の増となりましたが、滞納繰越分は13.28%でトータルでは1.14%の減となっております。

歳入の構成割合は、保険税が歳入全体の17.60%、国・県、その他の補助金及び交付金が57.3%となっております。

歳出の主なものは、2款保険給付費の24億7,029万7,870円で、歳出全体の67.56%を占めております。

不用額の主なものは、医療費が見込みより少なかったからとのことによるものです。

委員から、不納欠損と収納率向上のための取り組みについて質問があり、当局から、滞納者と十分に相談した上で調査した結果の不納欠損であるということがありました。今後も滞納者の経済実態の把握に努め、繰り返し納税交渉を行って収納率向上につなげていくという回答がありました。

また、安定した財政運営のために基金はどの程度必要なのかとの質問があり、現在の積立額は約1億500万円で、必要額は過去3年間の保険給付費の平均の5%以上なので、潟上市の場合は1億5,000万円以上であるとの説明がありました。

本案は、全会一致で認定すべきものと決しました。

次に、認定第3号、平成23年度潟上市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。

歳入総額2億4,635万7,257円に対し、歳出総額2億4,466万4,538円、差引額は169万2,719円となっております。

被保険者数は4,617人で、昨年度より134人増えており、加入率は潟上市総人口の13.3%です。1人当たり医療費は約93万円で、昨年より約4万5,000円の増となっております。

歳入の主なものについて申し上げます。

1 款後期高齢者医療保険料は、収入済額 1 億 4,536 万 6,155 円で、収入未済額 301 万 3,412 円で、収納率は 97.81% と昨年度より 0.54% の減となっております。

歳出の主なものは、2 款後期高齢者医療広域連合負担金の 2 億 2,374 万 2,407 円で、歳出全体の 91.4% と、ほとんどを占めております。

本案は、全会一致で認定すべきものと決しました。

次に、認定第 4 号、平成 23 年度潟上市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

歳入総額 28 億 6,417 万 765 円に対し、歳出総額 28 億 1,300 万 1,693 円、差引額は 5,116 万 9,072 円となっております。

歳入の主なものについて申し上げます。

1 款保険料は、収入済額 4 億 5,921 万 1,200 円、収入未済額 1,729 万 7,714 円、不納欠損額は 187 件の 639 万 2,007 円で、時効による収入未済となっております。

収納率は、現年度分 79.8%、滞納繰越分 5.7% となっております。

歳出の主なものについて申し上げます。

2 款保険給付費は 25 億 9,880 万 9,667 円で、前年度比 4.49% の増となっております。

1 項 1 目介護サービス給付費は 23 億 1,296 万 1,092 円で、主なものは居宅介護サービス給付費 9 億 1,928 万 5,605 円と施設介護サービス給付費 9 億 7,443 万 666 円であります。

本案は、全会一致で認定すべきものと決しました。

以上、社会厚生常任委員会の報告とします。ありがとうございました。

○議長（千田正英） これで社会厚生常任委員長の報告を終わります。

ただいま委員長から報告のありました議案第 54 号、潟上市昭和老人憩いの家設置条例を廃止する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第 54 号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(千田正英) 起立全員です。したがって、議案第54号、潟上市昭和老人憩いの家設置条例を廃止する条例(案)については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第55号、潟上市防災会議条例の一部を改正する条例(案)についての質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第55号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(千田正英) 起立全員です。したがって、議案第55号、潟上市防災会議条例の一部を改正する条例(案)については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第56号、潟上市住民基本台帳カードの利用に関する条例の一部を改正する条例(案)について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第56号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(千田正英) 起立全員です。したがって、議案第56号、潟上市住民基本台帳カードの利用に関する条例の一部を改正する条例(案)については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第58号、平成24年度潟上市一般会計補正予算(第4号)(案)について質疑を行います。質疑ありませんか。10番佐藤議員。

○10番（佐藤義久） 委員長、御苦労さんです。

歳出ですが、4款1項5目のし尿処理費350万円の増額ということで報告ありましたが、委員から津波関係でご意見があったようですが、そのほかの質疑ありませんでしたでしょうか。また、当局から男鹿へ行くメリットなど報告があったとすればお知らせいただきたいと思います。宜しくお願いします。

○議長（千田正英） 11番社会厚生常任委員長。

○社会厚生常任委員長（小林 悟） それでは、10番議員にお答えします。

津波のほかですけれども、どのくらいの軽減になるかというような質問もありましたし、それから、従業員のこの後の雇用の関係とか、それから杉山病院はどういうことになるのかというこの質問がありました。それについては、軽減につきましては1,000万円ぐらい軽減になるということが答えられております。それから、雇用につきましては、雇用は委託しておりますので、委託会社の方で十分考慮するということでしたし、杉山病院の受け入れについては、上下水道課とともに協議するということが進んでいるということでありました。

以上です。

○議長（千田正英） 10番、再質問ありますか。

○10番（佐藤義久） ありません。

○議長（千田正英） ほかに質疑ありませんか。19番佐々木議員。

○19番（佐々木嘉一） ただいま10番からの質問がありましたけれども、私からもお尋ねしたいと思います。

まず、前の6月の市長の行政報告の中で、いずれ当時の男鹿地区の、いわゆるし尿処理のときに2,350万円のいわゆる負担金という形で納められておまして、今回、昭和・飯田川地区のし尿を持ち込むことによって、かなりの額を要求されてきたと。その後、4年ぐらいかかって、ようやくその解決の方向が見えたことについては、いずれ一つの進歩ではないのかなと思っておりますが、ただその中で、前のいわゆる男鹿のその組合設立当時は負担金、このたびは協力金という形ですが、その辺の違いといいますか、内容はどういうことで理解したらいいでしょうか。

○議長（千田正英） 11番。

○社会厚生常任委員長（小林 悟） 19番にお答えします。

これお答えになっているかどうかわかりませんが、いわゆる今回は行政区域が

男鹿市でありますので、男鹿市が交渉に入ったと。そういうことで漁協、昔の旧船川漁協及び船越振興会からの同意書を得ることができたと、350万円でできたということが回答にありましたけれども、名称のことについてはそういう説明はありませんでした。ただ、そういう今まで頑張って、男鹿市のご協力により、ようやく同意書を得たものがありますので、早めに解決していきたいという話がありました。

○議長（千田正英） 19番、再質問ありますか。19番。

○19番（佐々木嘉一） 負担金は負担の根拠があるということですが、協力金になりますと、まず、掴みでいくらだという感じで、これも一円たりとも税金を相手方に払うということですので、その辺のやはり協力金のあり方というものについて、もうちょっと説明が欲しかったなと思います。

それから、コスト高の問題があって、そちらの方へ運びますと非常にコストが安くなると、1,000万円ぐらい得するというお話でしたけれども、行政報告書の主なる成果のあれを見ましても、言ってみれば昭和の処理場の処理量は2,100キロリッターぐらい、男鹿の方が5,700キロリッターぐらい、これを単純に負担金で割り返してみますと、男鹿の方は非常に安いです。1キロリッター当たり1万3,000円、昭和の処理場は1万8,000円ぐらいかかっていると。その中で、特に決算額を見ますと、いわゆるその修繕費とかかなりかかっていますので、その分を差し引きますと、それでも割高だなという感じは致します。

ただ問題は…その辺のいわゆるコスト計算をして1,000万円という一つの方向が出たと思うのですが、その辺の委員会ではどのような審議されているか。

○議長（千田正英） 社会厚生常任委員長。

○社会厚生常任委員長（小林 悟） いわゆる委託料は2,100万円ぐらいかかっていると、今の現状ではですね。それが半分ぐらい、最低でも1,000万円ぐらいは軽減になるという話し方でありましたので、それ以上、深くは聞いておりません。

○議長（千田正英） 再々質問、はい、19番。

○19番（佐々木嘉一） 男鹿の方へ持ち込むというのは、これは時代の変化でやむを得ないかなということで考えていますけれども、いずれ迷惑施設と言われるし尿、ごみ、火葬場につきましては、できるのであれば住民の側に、いわゆるその自治体になくことにしたことはないですけれども、いわゆる廃棄物処理法なり、あるいはそれらの関係を見ますと、やはり自分のところのものは自分で処理するということが一つの原則なわ

けです。それが組合でそういうことでやっていることについては別に異論はありませんけれども、いずれ昭和の処理場につきましては、皆さんご承知のとおりそうしたことで非常に混乱した歴史がございます。それで、今、下水道放流ということでやっていますが、当時の秋田湾雄物川流域下水道の湖東幹線の推進役も果たしたということもあるのかなと。そこが八郎湖の言ってみれば水質保全ということで、いわゆる流入河川には流さないという、そういう…。

○議長（千田正英） あくまでも質問は端的にしてください。しかも、委員会の審査と結果についてですので、先ほど委員長が行政報告が出ていますので、委員会での報告でありますので、その辺を考慮して質疑をお願いします。

○19番（佐々木嘉一） 大事なことでありますので今申し上げたのですが、いずれあれです、これを切り替えていくとなれば、25年4月1日ということですが、それぞれこれから精力的にかかるということですが、あの区域の下水道の整備の問題だとか、いろいろな条例整備の問題もあると思うんですが、25年4月まであの辺の下水道の整備等々について十分時間的に間に合うということですか。

○議長（千田正英） 11番社会厚生常任委員長。

○社会厚生常任委員長（小林 悟） いわゆるその4月1日に向けて強力に準備していくという話ありました。それとともに昭和衛生センターにつきましては、4月から休止するという話は聞いております。

以上です。

○議長（千田正英） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第59号、平成24年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認めと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第60号、平成24年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認めと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第61号、平成24年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。12番岡田議員。

○12番（岡田 曙） 委員長、御苦労さまでした。

介護保険料につきましてちょっとお尋ねを致します。

この時効による収入未収となっておりますけれども、この時効というのは一体何年ぐらいが時効になって、こういうふうになっているものか。そして、今この未納者が再び介護保険を使わなきゃいけない状況になった場合の対応の仕方はどうでしたか、お話ありましたでしょうか。

○議長（千田正英） 介護保険の補正予算です。61号ですので、24年度の…認定の方になります。決算の方になります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認めと認めます。これで質疑を終わります。

次に、認定第1号、平成23年度潟上市一般会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。質疑ありませんか。18番藤原議員。

○18番（藤原幸雄） どうも委員長、御苦労さんでした。

委員長報告の5ページのところですが、いわゆる放射線測定器206万8,500円と報告されておりますが、これで全部で何台になっているのか、そのところ委員会でご審議されたのか。

それから、この中に当局からいわゆる測定器の天王庁舎において毎日測定している。それで教育施設の数が50カ所で測定して、大変この安全なレベルで推移しているということですが、委員会では例えば昭和、あるいは飯田川、天王出張所などは、どのように対応されているのか、ただ天王庁舎のみというのか、あるいはほかの施設のみなのか。

それから、第2点目はね、委員長報告の6ページの5行目あたりに、湖東地区及び男鹿地区消防一部事務組合うんぬんと、負担金とありますが、これは負担金は当然ですが、この際、よほど前に市長から、いわゆる湖東消防との、いわゆる男鹿地区の合併等々の報告がありましたけれども、この委員会で、どのようなこの合併について話題になったのかどうか、ひとつお伺いします。

○議長（千田正英） 11番社会厚生常任委員長。

○社会厚生常任委員長（小林 悟） まず最初に放射線測定器ですけれども、現状は4台

買っております。

それから、天王庁舎では毎日測定していると書いておりますけれども、ほかについては質問もなかったし、確認はしておりません。

それと、湖東地区と、それから男鹿地区の合併につきましては、この委員会では話しておりません。ただ、市長の行政報告の中に、なかなか難しいのではないかという話はされていまして、そのことをもって答えとさせていただきます。

○議長（千田正英） 18番、再質問ありますか。

○18番（藤原幸雄） ありません。

○議長（千田正英） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、認定第2号、平成23年度潟上市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、認定第3号、平成23年度潟上市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、認定第4号、平成23年度潟上市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。質疑ありませんか。12番岡田 曙議員。

○12番（岡田 曙） 先ほど申しわけございませんでした。

時効になって収入未済となっているこれは、何年で時効になっているかちょっと教えてください。

そして、この未納者とか時効になった方が再び介護保険を利用した場合の、その対応策はどのようになっているか教えてください。話ありましたら。

○議長（千田正英） 社会厚生常任委員長。

○社会厚生常任委員長（小林 悟） 介護関係については話はありませんでした。

ただ、国保についての話はありませんでしたが、介護については、時効についての話はありませんでした。何年ということについては話はありませんでした。

○議長（千田正英） 12番、再質問ありますか。

○12番（岡田 曙） わかりました。いいです。

○議長（千田正英） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認めと認めます。これで質疑を終わります。

暫時休憩します。11時25分から再開します。

午前11時14分 休憩

.....
午前11時26分 再開

○議長（千田正英） 休憩以前に引き続き会議を再開します。

次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。14番藤原典男産業建設常任委員長。

【産業建設常任委員長の報告】

○産業建設常任委員長（藤原典男） 平成24年第3回定例会で本委員会に付託された議案について、会議規則第102条の規定により報告します。

1. 審査年月日 平成24年9月10日、11日、12日
2. 出席委員 鈴木斌次郎、澤井昭二郎、菅原久和、佐藤義久、岡田曙、佐藤昇、藤原典男
3. 欠席委員 岡田曙、9月10日のみ欠席でございました。
4. 説明当局 産業建設部長、水道局長、各関係課長
5. 書記は、産業建設部の産業課、伊藤尚吾さん。
6. 審査の経過と結果についてお話致します。

議案第58号、平成24年度潟上市一般会計補正予算（第4号）（案）について。

歳入の主なものについて申し上げます。

13款2項4目土木費国庫補助金は2,543万4,000円の減額で、社会資本整備総合交付金の減額によるものです。

14款2項9目災害復旧費県補助金は650万円の増額で、農漁業生産施設強風災害復旧支援事業費補助金の事業費増によるものです。

委員から、県と市の補助内訳や被害内容はどのようになっているかという質問があり、当局から、県の補助金は約3,700万円、市の補助金は約4,300万円で、主な被害内容は農業関係がパイプハウス268棟、漁業関係は定置網の型を形成するアンカーやロープなど

21ヶ続という回答がありました。

歳出の主なものについて申し上げます。

7款1項2目観光費は375万2,000円の増額で、天王温泉くらのろ過循環ポンプ、熱交換器など7カ所の修繕料です。

8款2項2目道路新設改良費は3,379万2,000円の減額で、主なものは市道大清水下谷地線の改良工事にかかわるJRへの改良工事負担金の減額によるものです。

8款5項1目建築住宅総務費は1,500万円の増額で、住宅リフォーム補助金の申請件数の増に伴うものです。

委員から、住宅リフォーム補助金が不足している理由について質問があり、当局から、平成22年度から平成23年度は申請件数が減少しており、当初予算計上時には予算を増額する要因が見受けられなかったものの、今年度は4月の爆弾低気圧による被害家屋を補助対象としたことと、この災害を受けて暴風被害の未然防止に対応するリフォーム申請件数が増えているという回答がありました。

11款1項1目災害復旧費は327万5,000円の増額で、主なものは今年4月の強風被害に対する農漁業生産施設復旧支援事業費補助金250万円です。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第62号、平成24年度潟上市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）（案）について。

歳入歳出にそれぞれ114万4,000円を増額し、総額を1億6,539万6,000円とするもので、豊川地区排水施設の排水管渠移設に伴う設計委託料です。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第63号、平成24年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（第2号）（案）について。

歳入歳出にそれぞれ159万円を増額し、総額を11億6,098万2,000円とするもので、主なものは下水道管渠等の修繕料です。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、認定第1号、平成23年度潟上市一般会計歳入歳出決算の認定について。

歳入について主なものを申し上げます。

12款1項6目土木使用料7,487万7,881円の主なものは、道路占用料760万220円と市営住宅使用料6,724万6,551円です。

委員から、住宅使用料の滞納者は何戸あるのかという質問があり、当局から、現年度分滞納戸数は70戸という回答がありました。

13款2項5目土木費国庫補助金2億5,444万円の主なものは、社会資本整備総合交付金1億5,720万円です。

14款2項4目労働費県補助金5,537万8,107円は、緊急雇用創出臨時対策基金事業費補助金です。

14款2項5目農林水産業費県補助金3,378万7,362円の主なものは、水産物供給基盤機能保全事業費補助金1,500万円、重点品目産地づくり支援交付金547万8,680円及び農業委員会交付金362万1,000円です。

19款3項1目貸付金元利収入3節預託金元利収入8,000万円は、中小企業振興融資預託金です。

歳出について主なものを申し上げます。

2款1項16目地域再生事業費2億560万3,403円の主なものは、農山漁村活性化施設整備工事事故繰越分（食菜館くらら関連工事）1億3,079万2,200円、同じく施設用備品事故繰越分（食菜館くらら関連備品）5,090万4,000円で、いずれも東日本大震災による工期及び納期の延長による繰越分です。

2款9項2目きめ細かな交付金事業費（都市建設課分）3,834万2,850円の主なものは、道路改良工事3,690万7,500円です。

4款1項8目水道事業費9,407万2,502円の主なものは、水道事業会計繰出金8,738万7,626円です。

5款1項3目緊急雇用創出臨時対策基金事業費5,580万216円の主なものは、9事業59名分の非常勤職員報酬です。

6款1項農業費3億9,007万9,389円の主なものは、3目農業振興費の戸別所得補償推進費補助金995万8,000円、営農維持推進助成金992万円、4目農地費の県営土地改良事業負担金繰越明許分3,894万9,000円、6目農業集落排水事業費の農業集落排水事業特別会計繰出金1億1,256万2,000円です。

委員から、営農維持推進助成金の助成戸数と助成内容はどのようになっているかという質問があり、当局から、水稻種子が773農家に9万499キログラム、大豆種子が38農家に2万2,285キログラム、枝豆種子が16農家に821リットルの購入費用に対し助成を行ったという回答がありました。

また、農業者戸別所得補償制度の加入率はどのくらいかという質問があり、当局から、加入率は66.89%となっており、未加入者の多くは耕作面積が30アール以下の小規模農家であるという回答がありました。

7款1項商工費2億2,206万7,681円の主なものは、1目商工振興費の商工会補助金1,900万円、中小企業振興融資制度預託金8,000万円、2目観光費の鞍掛沼公園3施設指定管理料5,800万円です。

8款2項道路橋梁費7億2,636万3,951円の主なものは、1目道路維持費の除雪委託料2億2,420万1,106円、2目道路新設改良費の道路改良工事2億1,140万385円及び改良工負担金1億3,099万7,676円です。

委員から、除雪委託料の不用額の理由について質問があり、当局から、一斉出動を2月と3月で8回予定したものの3月に入り暖気となり、実際の一斉出動は2月の2回で済んだためという回答がありました。

8款4項都市計画費6億8,376万1,221円の主なものは、2目公園費の施設保守管理委託料6,480万2,100円、3目公共下水道費の下水道事業特別会計繰出金5億3,007万7,000円です。

委員から、都市公園等6施設指定管理料の推移はどうなっているのかという質問があり、当局から、指定管理者より毎年2%程度減額された指定管理料の提示を受け、管理内容を審査の上、協定を締結しているという回答がありました。

8款5項住宅費1億244万9,973円の主なものは、1目建築住宅総務費の住宅リフォーム補助金4,916万1,000円、2目住宅管理費の団地維持補修工事費2,651万2,500円です。

本案は、全会一致で認定すべきものと決しました。

認定第5号、平成23年度潟上市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

歳入について申し上げます。

歳入合計は1億6,313万6,616円で、主なものは農業集落排水施設使用料と一般会計繰入金です。

歳出について申し上げます。

歳出合計は1億5,761万8,487円で、主なものは3施設の維持管理にかかわる光熱水費と保守管理委託料及び公債費です。豊川地区の排水処理場において、八郎湖の指定湖沼に伴う高度処理化工事が1,300万円で行われております。

委員から、湖岸地区と羽立地区の排水処理場は公共下水道に編入後、どのようになるのかという質問があり、当局から、羽立地区の処理場は流量調整のため一部再利用し、湖岸地区の排水処理場は廃止をして、防災備品保管庫として活用しますという回答がありました。

本案は、全会一致で認定すべきものと決しました。

認定第6号、平成23年度潟上市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

歳入について申し上げます。

歳入合計は12億2,830万706円で、主なものは下水道使用料と一般会計からの繰入金及び下水道債です。

歳出について申し上げます。

歳出合計は11億7,675万4,398円で、主なものは流域下水道維持管理負担金と事業費及び公債費です。

委員から、上下水道料金の納付書と徴収の一元化がされたのはいつからかという質問があり、当局からは、平成24年1月分から実施しているという回答がありました。

また、下水道使用料と受益者負担金・分担金を何年間にわたって支払わなければ不納欠損となるのかという質問があり、当局から地方自治法及び都市計画法に基づき時効期間は5年であり、滞納者に対しては督促状、催告状を順次送付し、それでも支払わなければ不動産差押事前通知書を発送しており、その後に分納誓約書の取り交わしをするか、不動産差押を執行して時効を中断しています。

また、不納欠損処理については、生活困窮者や居所不明者という回答がありました。

本案は、全会一致で認定すべきものと決しました。

認定第7号、平成23年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

歳入について申し上げます。

歳入合計は637万594円で、主なものは使用料と一般会計繰入金です。

歳出について申し上げます。

歳出合計は602万3,012円で、主なものは合併処理浄化槽の施設保守管理委託料です。

本案は、全会一致で認定すべきものと決しました。

認定第8号、平成23年度潟上市豊川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について。

歳入について申し上げます。

歳入合計は333万3,552円で、主なものは財産売払収入です。

歳出について申し上げます。

歳出合計は106万60円で、主なものは財政調整基金積立金です。

本案は、全会一致で認定すべきものと決しました。

次に、認定第12号、平成23年度潟上市水道事業会計決算の認定について。

収益的収入及び支出について申し上げます。

事業収益の決算額は5億6,948万7,852円です。

事業費用の決算額は4億7,265万4,679円で、不用額は3,890万321円です。主なものは、委託料と修繕費及び動力費です。

資本的収入及び支出について申し上げます。

資本的収入の決算額は3億3,691万3,417円です。

資本的支出の決算額は6億1,147万1,171円で、主なものは新迫分浄水場等整備工事などの建設改良費4億1,807万4,461円と企業債償還金1億8,503万5,560円です。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額2億7,455万7,754円は、損益勘定留保資金で補てんされております。

本案は、全会一致で認定すべきものと決しました。

次に、議案第57号、平成23年度潟上市水道事業会計未処分利益剰余金の処分（案）について。

本案は、平成23年度潟上市水道事業会計未処分利益剰余金2億573万5,703円のうち、2,000万円を減債積立金へ、5,000万円を建設改良積立金に積み立て、残余を繰り越すものであります。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、陳情第6号、ガードレール（一部水路）設置について。

本件は、生活道路並びに通学路として利用されている二田栄町の市道において、歩行者と車道の境界がなく、さらに市道と平行して水路が設置されており危険なため、ガードレールや水路にふたなどの設置を検討してもらいたいという内容であり、本委員会では現地視察し状況を確認してきました。

委員からは、安全確保を第一に置きながらも除雪への対応や水路の堆積物の処理なども考慮すべきで、市当局の対応に幅を持たせるため趣旨採択にすべきという意見や、採択し、施工段階で地域住民と話し合いをして決定すればよいなどの意見があり、採択

すべきか趣旨採択すべきか採決を取った結果、同数となり、委員長の私が決することにより、願意妥当と認め趣旨採択すべきものと決しました。

陳情第7号、地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書の採択について。

本件は、近隣市町村からの事情収集、動向を見てからとして、継続審査すべきものと決しました。

陳情第8号、小・中学生通学路の安全確保についての要望書。

本件も陳情第6号と類似した案件であり、委員会では願意妥当であることは一致しましたが、採択すべきという意見と趣旨採択すべきという意見が出たため、採決により採択すべきものと決しました。

以上、産業建設常任委員会の報告と致します。

平成24年9月21日 潟上市産業建設常任委員会委員長 藤原典男

潟上市議会議長 千田正英様

以上でございます。

○議長（千田正英） これで産業建設常任委員長の報告を終わります。

ただいま委員長から報告がありました議案第58号、平成24年度潟上市一般会計補正予算（第4号）（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第62号、平成24年度潟上市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第63号、平成24年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（第2号）（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、認定第1号、平成23年度潟上市一般会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。質疑ありませんか。

11番。

○11番（小林 悟） 認定第1号の中でですけれども、3ページ、下から7行目ですか、貸付金8,000万円の内容をちょっとお知らせ願いたいと思います。

それとともに、これは保証協会がどういう関与をされているのか、その辺ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（千田正英） 14番産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（藤原典男） このことについては、当局より銀行からこのように8,000万円を準備して各中小企業の方にということで、それ以上の質疑はございませんでした。

以上です。

○議長（千田正英） 再質問ありますか。

○11番（小林 悟） ありません。

○議長（千田正英） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、認定第5号、平成23年度潟上市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、認定第6号、平成23年度潟上市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。質疑ありませんか。17番堀井克見議員。

○17番（堀井克見） 藤原委員長、御苦労さまです。

この第6号の下水道事業特別会計歳入歳出と、委員長報告の中にも、中段より下になりますけれども、下水道使用料と受益者負担金、あるいはまた分担金を何年間にわたってうんぬんということで、不納欠損の質疑がされたという内容が報告されております。これで大体わかるのでありますが、2つぐらい質問を申し上げたいと思います。

1つは、不納欠損全体で今回はどれぐらいの処理をされたのか、その金額、正確な金額をお知らせしていただきたい。

それから、恐らく不納欠損に至るまでは時効5年というその間、累積されるわけがありますけれども、収入未済額というのは数字的にはどれぐらいの金額になっておるのか、この2点をまずお尋ねをしたいと思います。

さらには、今、認定第5号の例えば農業集落排水、あるいは今現在は、今質問しているのは下水、そしてこの後また後段に合併処理と続くわけではありますが、いわゆるその市民生活の下水にかかわる部分、処理にかかわる部分、3本特別会計としてあるわけですが、皆さんもご案内のとおり最近の新聞報道を見ていると、この受益者の負担金の部分で三種町、あるいはまた八峰町で、当局の怠慢というわけでもないのだけれども、少なくとも住民と当局との若干の感覚のそごがあると言いましょうか、基本的な基礎的な負担金が相当数千万円にわたって受益者負担金が未納になっておると。どうも時効になるのじゃないかなということが大々的に報じられておりました、我が市も旧3町時代からこの3つのそれぞれの下水にかかわる事業を継続的に行ってきたおりました、その点ちょっと、余計なことではありますが心配でありますので、その観点から受益者負担金の本市におけるその状態、今問題になっている状態というのは、全く心配のいらないところなのかどうか、そのような点について議論されたらあわせてご報告をいただきたいと思います。

まず、以上についてお尋ねします。

○議長（千田正英） 14番産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（藤原典男） まず、時効の関係ですけれども、報告にもあったと思いますが、本人に督促状とか催告状、差し押さえの文書等を発送して、分納誓約等に捺印すれば差し押さえ、時効中断ということでございます。こういうことをしながらいろいろ回収には頑張っているということですのでけれども、不納欠損の金額、それから収入未済額についての議論はございませんでした。質疑はありませんでした。

○議長（千田正英） 17番、再質問ありますか。

○17番（堀井克見） 言ってみれば、これは藤原委員長、所管の委員会の権限でありまして、私がとやかく言うのもちょっとおこがましいわけでありましてけれども、少なくともですよ、少なくともこれだけの委員から質疑があったとするならば、そのやはり不納欠損というのは、理由のみならず、どれぐらいの金額を処理されたのか、そしてここに至るまで通算5年なら5年の猶予期間あるわけですし、その間においてどれだけの収入未済額あるのか等々は、決算書見れば出てくるかと思いますが、それはきちんとやはり委員長は掌握しておくべきだと思います。後でそうすれば私、決算書で私なりにチェックしてみたいと思います。

問題は、この受益者負担金が、問題がある、少なくとも時効ならないように中断をし

ていくために催促状を出す、あるいはまた等々の手続をしておることなのですが、本市の場合は、今、新聞等で報道されているようなああいう類似の問題というのは、そうすれば全く存在しないという形で我々は受け止めていいのかどうか。ここはやはり、少なくとも独立採算制という特別会計の性格上からいって、やはり市民の公平・平等を図る点から言っても、これはやはり譲られない一線だと思いますので、その点についていま一度所管の委員会として、これだけ世間を報道されておるわけですから、当然何らかのやはり質疑なり、質疑応答はあったのじゃないかなと私思うわけですが、ないとするならばまた別のステージで私は当局の方にお尋ねしていきたいと思いますが、いかがですか、もう一度。

○議長（千田正英） 14番。

○産業建設常任委員長（藤原典男） 決算書の343ページにありますけれども、現年分の収入未済額については143万934円ということで、29件が不納欠損ということになっております。それから滞納繰越分については536万2,378円ということで21.4%であります。このことについての委員からの残念ながら質疑はございませんでした。今後、そういうことについても注意しながら質疑したいと思います。

○議長（千田正英） 再々質問。

○17番（堀井克見） 今、藤原委員長がお答えいただいたのは、少なくともこれ、下水道使用料、いわゆる使用料に関する部分の不納欠損、あるいはまた収入未済額の累積だと思うんです。

私が後段お尋ねするのは、それはわかりました。しているのは、要するに、事業費そのものの負担金というものが今、世間に問題になっているところなんですよね。ここらについてのそうすれば質疑、掌握というのは全くされなかったということなんですか。

○議長（千田正英） 14番。

○産業建設常任委員長（藤原典男） 今、堀井議員がおっしゃいましたけれども、この中で、下水道関係の中で質疑された内容については、まず不納欠損のことについて、その審査、時効についての先ほど言いました初めに言いましたそのことと、生活困窮者の世帯で未納額は最高でどれぐらいになっているのかということ、そういうことしか質疑はありませんでした。

以上です。

○議長（千田正英） ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、認定第7号、平成23年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、認定第8号、平成23年度潟上市豊川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。質疑ありませんか。19番佐々木議員。

○19番(佐々木嘉一) 委員長さんにお伺いします。

豊川財産区の歳入ところで財産収入、立木売却収入204万5,000円ありますけれども、これは言ってみればどれくらいの数量で、単価どれくらいでこの収入となったものか、ちょっとお知らせ願います。

○議長(千田正英) 14番。

○産業建設常任委員長(藤原典男) ちょっと休憩願います。

○議長(千田正英) 暫時休憩します。

午前11時56分 休憩

.....
午前11時57分 再開

○議長(千田正英) 会議を再開します。

14番。

○産業建設常任委員長(藤原典男) 立木につきましては、246万5,132円で、立方メートル当たり700円、それから立木の保証金については116本という当局の説明がありますがけれども、このことについては委員からの質疑はございませんでした。

以上です。

○議長(千田正英) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、認定第12号、平成23年度潟上市水道事業会計決算の認定について質疑を行います。質疑ありませんか。4番藤原幸作議員。

○4番(藤原幸作) 委員長、御苦労さまです。

企業会計は独立採算でございますが、市債につきましては総務文教常任委員長からも報告がございましたが、23年度は市債の方で、これは合併特例債でございます。2,670万円を支出しております。これは事業費の50%が上限でございますので、一般会計も合わせますと5,340万円、いわゆるその倍ということになります。これが支出されているわけでございますが、これは合併特例債を使う場合は、いわゆる水道料金を抑えるということとあわせて健全経営を確保するという建前になっているようでございますが、この合併特例債の22年から毎年出ているわけでございますが、この総額がどのくらいの見込みであって、それから、この料金関係についてどのように反映されるということのご審議があったらお知らせ願いたいと思います。

○議長（千田正英） 14番産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（藤原典男） この数字の中身については、今、藤原議員が申したとおり、新たに新しい合併に伴う工事ということで新追分、それから江川、それから大崎ということではいろいろな工事がありますけれども、新追分地域については約12億円の工事、そのうち配水管関係ですと5,349万4,770円の合併特例債を申請しまして、その半分が一般会計からこちらの方に来たという説明がありますけれども、今お聞きされたようなことについては特別質疑はございませんでした。やはりおっしゃったように、これからの料金の関係、それから健全な水道事業をやる上で、こういうことは必要だということでは当局より強調されております。

以上です。

○議長（千田正英） 4番、再質問。

○4番（藤原幸作） ありません。

○議長（千田正英） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第57号、平成23年度潟上市水道事業会計未処分利益剰余金の処分（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、陳情第6号、ガードレール（一部水路）設置についての質疑を行います。質疑ありませんか。17番堀井克見議員。

○17番（堀井克見） 委員長、御苦労様です。

これも先ほど藤原委員長から3対3で委員長採決で趣旨採択されたと。趣旨採択の理由も、ある程度ここに記されておるわけでありますが、問題は、この理由ですよね。委員からは、安全確保を第一に置きながらも、除雪への対応や水路の堆積物の処理なども考慮すべきで、市当局の対応に幅を持たせるための趣旨採択だと。これはやはり、非常に受け止め方はいろいろあると思いますが、議会というのはやはり地域住民が、これ栄町ですよね、の方々が安全に通学路、あるいはまた歩行するために確保してほしいと。あわせて、これちょうど8号です、この後の後に出てきます陳情8号ともかぶってきますし、普通であればやはり趣旨がまともなものであれば、普通採択と、私はすべきだと思います。あわせて、この問題が執行権の問題であって、関係当局といわゆる要望出された、陳情を出された方々と当局が施工段階で協議すればいいことであって、水路にふたをすとか、除雪の問題だとか。ここまで議会が介入してああせえ、こうせえという私は権限というのは果たして所管の委員会といえどもあるのかなと。やはり3対3という拮抗した意見が分かれるということになれば、相当委員長もそれなりの判断を持って軍配を上げたと思いますので、そこら辺私はどうも、とどのつまりは執行権というものは当局と協議をして、そして執行段階で協議すべきだ、おのずとこれは採択と。そして一本置いて8号は採択と、これも全く同じ趣旨ですから、地域住民の切なる願いという点からいきますと、どうもここら辺において前例と比較してみて、ちょっと違和感を覚えるんですが、その点どういう決定的な理由があって、こういう形の中での委員長採決を下したのか、いま一度詳しくその経緯をお知らせいただきたいと思います。

○議長（千田正英） 14番産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（藤原典男） 6号と8号の陳情と要望書の違いというのはわかると思いますけれども、6号については1つだけ、ガードレールということをやっておりますが、8号については5つのいろいろな項目を挙げております。

それで、6号について1つだけガードレールということにこだわってしまいますと、選択肢が広がらないのじゃないかという私の見解でありまして、それで基本的には住民の方と、それから当局の方がどうやったら一番いいのかということを経験して進めていくというのが共通した意見でございました。採択も、趣旨採択の方も。そういう点で私もいろいろ判断に迷ったのですけれども、もう少しガードレール以外にも議会としてはいろいろな要素があるのではないかなということでは私としては趣旨採択の方がいいとい

うことで決断した次第でございます。

○議長（千田正英） 17番、再質問。

○17番（堀井克見） 議長、これ以上議論しても、やはりその人の考え方ですから差異が出てくるのは仕方がないかなと。ただし、私、基本的にもう一度、くどいように申しわけありませんが、地域住民の切なる願いというのは、やはり安全にそこを歩行できるような状況にしてほしいと、道路環境を、やはりその一点だと思っんです、基本的は。ですから、ガードレールをやるとか水路にふたをするとか、あるいはフェンスやるとかということは執行段階で当局の権限で関係住民とよく相談をしてやる範ちゅうじゃないのかなと。したがって、私はそういう安全に歩行できる部分の整備というものは、基本的には議会としてはやはり認めてやる、いわゆる願意妥当という結論を出した方がいいんじゃないかと。これやはりこういう方向を出しますと、趣旨採択となれば、また、要望を出されてきた方から見ますと、ああやはり難しいんだなと、そうすれば我々の願いというのは簡単に通らないのかというような受け止め方を恐らくされると思っんです。だとすれば、議会というのは結構難しくて、ストップかけるんだなと。それよりも、やはり皆さんの切なる願いは認めてあげましょうと。そして、後の執行段階でその適時に状況、環境に合った整備方をお願いするということでもいいんじゃないかなということ私議員の一人として今強く持ちましたので、どういう経緯とどういう決定的な判断、根拠をもって今委員長が断を下したかということ承った次第です。答弁はいりません。

以上です。

○議長（千田正英） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより陳情第6号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は趣旨採択です。

この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（千田正英） 起立多数です。したがって、陳情第6号は委員長の報告のとおり趣旨採択とすることに決定しました。

次に、陳情第7号、地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書の採択についての質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより陳情第7号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は継続審査です。この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(千田正英) 起立全員です。したがって、陳情第7号は委員長の報告のとおり継続審査とすることに決定しました。

次に、陳情第8号、小・中学生通学路の安全確保についての要望書の質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより陳情第8号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(千田正英) 起立全員です。したがって、陳情第8号は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

お諮り致します。昼食の時間に入りますけれども、このまま継続してもよろしいですか。

(「議事続行」の声あり)

○議長(千田正英) では、議事を進行致します。

それでは、これより平成24年度各会計補正予算(案)、平成23年度各会計決算の認定及び水道事業会計未処分利益剰余金の処分(案)について、順次討論、採決を行います。

最初に、議案第58号、平成24年度潟上市一般会計補正予算（第4号）（案）について、討論、採決を行います。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第58号を採決します。本案に対する各委員長の報告は可決です。本案は、各委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（千田正英） 起立全員です。したがって、議案第58号、平成24年度潟上市一般会計補正予算（第4号）（案）については、各委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第59号、平成24年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）（案）について、討論、採決を行います。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第59号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（千田正英） 起立全員です。したがって、議案第59号、平成24年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）（案）について、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第60号、平成24年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）（案）について、討論、採決を行います。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第60号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（千田正英） 起立全員です。したがって、議案第60号、平成24年度潟上市後期高

齢者医療特別会計補正予算（第1号）（案）については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第61号、平成24年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）（案）について、討論、採決を行います。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第61号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（千田正英） 起立全員です。したがって、議案第61号、平成24年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）（案）については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第62号、平成24年度潟上市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）（案）について、討論、採決を行います。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第62号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（千田正英） 起立全員です。したがって、議案第62号、平成24年度潟上市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）（案）については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第63号、平成24年度潟上市下水道事業特別会計補正予算（第2号）（案）について、討論、採決を行います。

これより討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（千田正英） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第63号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(千田正英) 起立全員です。したがって、議案第63号、平成24年度潟上市下水道事業特別会計補正予算(第2号)(案)については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、認定第1号、平成23年度潟上市一般会計歳入歳出決算の認定について、討論、採決を行います。

これより討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第1号を採決します。本案に対する各委員長の報告は認定です。本案は、各委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(千田正英) 起立全員です。したがって、認定第1号、平成23年度潟上市一般会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。

次に、認定第2号、平成23年度潟上市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論、採決を行います。

これより討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第2号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定です。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(千田正英) 起立全員です。したがって、認定第2号、平成23年度潟上市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。

次に、認定第3号、平成23年度潟上市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、討論、採決を行います。

これより討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第3号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定です。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(千田正英) 起立全員です。したがって、認定第3号、平成23年度潟上市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。

次に、認定第4号、平成23年度潟上市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論、採決を行います。

これより討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第4号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定です。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(千田正英) 起立全員です。したがって、認定第4号、平成23年度潟上市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。

次に、認定第5号、平成23年度潟上市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論、採決を行います。

これより討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第5号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定です。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(千田正英) 起立全員です。したがって、認定第5号、平成23年度潟上市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。

次に、認定第6号、平成23年度潟上市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論、採決を行います。

これより討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第6号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定です。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(千田正英) 起立全員です。したがって、認定第6号、平成23年度潟上市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。

次に、認定第7号、平成23年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論、採決を行います。

これより討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第7号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定です。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(千田正英) 起立全員です。したがって、認定第7号、平成23年度潟上市合併処理浄化槽事業特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。

次に、認定第8号、平成23年度潟上市豊川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、討論、採決を行います。

これより討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第8号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定です。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(千田正英) 起立全員です。したがって、認定第8号、平成23年度潟上市豊川財産区特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。

次に、認定第9号、平成23年度潟上市下虻川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、討論、採決を行います。

討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第9号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定です。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(千田正英) 起立全員です。したがって、認定第9号、平成23年度潟上市下虻川財産区特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。

次に、認定第10号、平成23年度潟上市和田妹川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、討論、採決を行います。

これより討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第10号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定です。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(千田正英) 起立全員です。したがって、認定第10号、平成23年度潟上市和田妹川財産区特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。

次に、認定第11号、平成23年度潟上市飯塚財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、討論、採決を行います。

これより討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第11号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定です。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(千田正英) 起立全員です。したがって、認定第11号、平成23年度潟上市飯塚財産区特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。

次に、認定第12号、平成23年度潟上市水道事業会計決算の認定について、討論、採決を行います。

これより討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第12号を採決します。本案に対する委員長の報告は認定です。本案は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(千田正英) 起立全員です。したがって、認定第12号、平成23年度潟上市水道事業会計決算の認定については、認定することに決定しました。

次に、議案第57号、平成23年度潟上市水道事業会計未処分利益剰余金の処分(案)について、討論、採決を行います。

これより討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(千田正英) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第57号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(千田正英) 起立全員です。したがって、議案第57号、平成23年度潟上市水道事業会計未処分利益剰余金の処分(案)については、委員長の報告のとおり可決されました。

以上で、本定例会に付議されました案件は全部終了しました。

これをもちまして平成24年第3回潟上市議会定例会を閉会します。

どうも大変お疲れさまでした。

午後 0時25分 閉会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

潟上市議会議長 千 田 正 英

〃 署名議員 菅 原 久 和

〃 署名議員 伊 藤 栄 悦